

令和6年度大刀洗町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月1日

1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用推進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - ※ ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目

本町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品
 - 食品類、手芸品、生活雑貨、農産物等
- (2) 役務
 - 印刷等

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和6年度における物品等の調達目標は、前年度実績以上とする。

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。